

愛知県立碧南工業高等学校 同窓会 会則

- 第1条 本会は愛知県立碧南工業高等学校同窓会と称し、本部を碧南市丸山町3丁目10番地、愛知県立碧南工業高等学校内におく。
- 第2条 本会は会員相互の親和をはかると共に、母校の発展を推進する目的とする。
- 第3条 本会は目的達成のため、つぎの事業をおこなう。
1. 会報および名簿の発行
 2. 会員の修養および相互の親和のための行事の開催
 3. 母校の発展のために必要な事業
 4. その他本会の目的達成のために必要な事業
- 第4条 本会はつぎの会員で組織する。
1. 正会員 愛知県立碧南工業高等学校を卒業した者
 2. 特別会員 母校にかつて勤務し、また現に勤務している職員
- 第5条 本会の経費は入会・終身会費、寄付金その他の収入をもってこれにあてる。
- 第6条 正会員は入会・終身会費を5,000円納めるものとする。
- 第7条 本会の会議は総会および役員会の二種とし、総会は定期総会と臨時総会とにわけらる。
1. 総会は役員会の議決により会長が招集する
 2. 定期総会は毎年1回おこなう
 3. 臨時総会は第2号に定めるほか、とくに重要な事項が発生したとき会長が招集する
 4. 役員会は会長が招集する
- 第8条 つぎの事項は総会の議決を経なければならない。
1. 会則の改正
 2. 事業報告および収支決算報告の承認
 3. 事業計画および収支予算計画の決定ならびに変更
 4. 役員を選任および解任
 5. その他とくに重要な事項
- 第9条 会議はつぎのように運営する。
1. 議決は出席者の過半数でおこない可否同数のときは議長がこれを決する
 2. 議長はそのつど互選する
 3. 議事録は議長および出席者のうちから議長の指名する者の署名を求めて保存する
- 第10条 本会に顧問若干名をおく、うち1名は校長を推し他は総会で推挙する。
- 第11条 本会につぎの役員をおく。
1. 会長 1名（役員会で推薦する）
 2. 副会長 2名（役員会で推薦する）
 3. 書記 3名（会長委嘱）
 4. 会計 3名（会長委嘱）
 5. 監査 2名（役員会で推薦する）
 6. 代表幹事 若干名（会長委嘱）
 7. 幹事 若干名（地区委員の互選により各回クラスから1名）
 8. 地区委員 若干名（正会員の互選により各回クラスから若干名）
- 第12条 役員はつぎのとおりとする。
1. 会長は本会を代表し会務を統理する
 2. 副会長は会長を補佐し、あるいはその代理をする

3. 書記は本会の庶務を処理し記録する
4. 会計は本会の会計出納を処理する
5. 監査は本会の会計庶務を監査する
6. 幹事及び代表幹事は会務の企画遂行に参加する
7. 地区委員は会務の遂行に参加し、幹事事故あるときはうち1名は適宜幹事の代理をする

第13条 役員の任期は、当該年度の総会から次年度の総会までとし、再選を妨げない。

第14条 本会の事業年度は毎年4月1日にはじまり翌年3月末日におわる。

第15条 住所、姓名、就職先等会員名簿発行上必要なことがらに変更のあった場合はこれを本会に通知する。

第16条 本会則は昭和49年3月1日から実施する。

慶弔規定

1. 正会員、特別会員、顧問、役員などに不幸あるときは、役員会の議をへて弔意を表わす。

表彰規定

1. 活躍が顕著な会員については役員会が推挙し、記念品を添えて表彰する。
2. 勤務10年の現正規職員(非常勤を除く職員)の功労をたたえ、記念品を添えて表彰する。これ以降5年ごとの年数で表彰する。
3. 役職10年の現役員の功労をたたえ、記念品を添えて表彰する。これ以降5年ごとの年数で表彰する。
4. 周年事業における表彰については、その実行委員会の決定にゆだねる。

同窓会ホームページについて

1. 開設年月日 平成12年5月1日
2. U R L <http://userweb.mmtr.or.jp/hekikodo/> 平成27年12月より、URL変更
3. 備 考 本会則(最新版)は、同窓会ホームページに掲載されています。

住所変更等の連絡について

1. 同窓会ホームページから連絡用紙をダウンロードし、印刷してください。
2. 連絡用紙に変更内容を記入し、「ファクシミリ」または「郵送」で、碧南工業高校内 同窓会事務局宛に送付してください。